

「栃木市男女共同参画推進条例」を制定しました

※「男女共同参画」とは、男性と女性が、性別による固定的な役割分担意識を解消し、家庭や地域、職場など、社会の様々な場面で、共に認め合い、支えあいながら、それぞれの個性と能力を発揮することができることを言います。そのような社会を「男女共同参画社会」といいます。

栃木市では男女共同参画社会づくりを進めています。推進には、市民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。市や市民、事業者および教育関係者が協働して取り組むための「大きな理念」や「しくみ」を示すため、「栃木市男女共同参画推進条例」を制定しました。

男女共同参画社会づくりを進めるための6つの考えを定めました

① 男女の人権が尊重されること

② 男女が社会における活動を自由に選択できること

③ 政策等の立案および決定への参画の機会が確保されること



④ 家庭生活における活動と他の活動が両立できるようにすること

⑤ 男女が生涯にわたり健康な生活を営むことができること

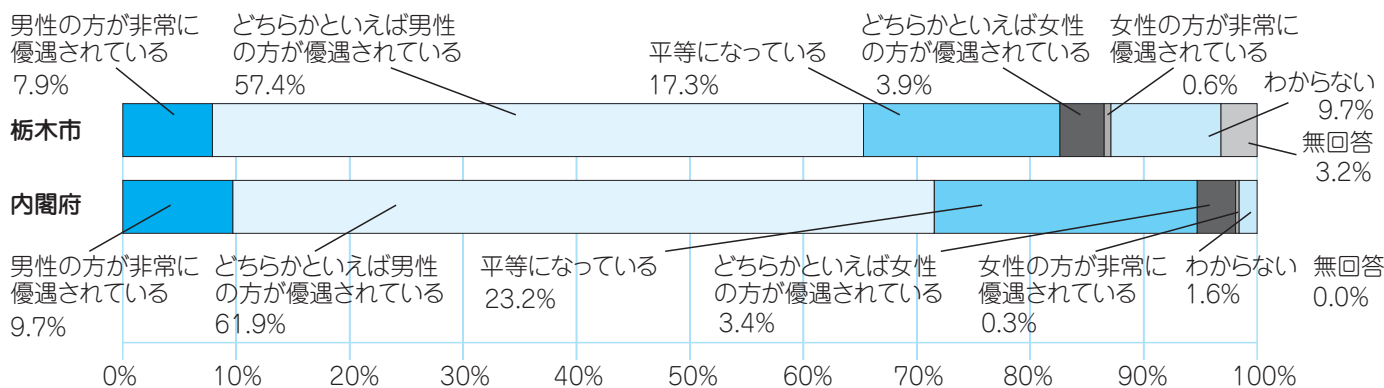
⑥ 国際社会の取組を十分理解し、協調ある取り組みをすること

この考えに基づき、男女共同参画社会づくりに向けた具体的な取り組みをまとめた「とちぎし男女共同参画プラン」(基本計画)策定に向けた準備を進めています。

男女共同参画に関する市民意識調査(アンケート)のお礼と結果

本市における男女共同参画の現状と市民の皆さんの意識を把握するため、平成22年10月に年代別は無作為に抽出した2,000人を対象に調査を行い、多くの市民の皆さんからご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。その結果の一部をお知らせします。

調査結果より 『男女の地位の平等(社会全体の中で)』



市民意識調査結果によると、社会全体の中で「平等」と回答した方の割合は17.3%で、内閣府の全国調査結果(平成21年10月実施)の23.2%を下回っています。

このような結果は、策定予定の「とちぎし男女共同参画プラン」の取り組みに十分に反映していきます。

※条例の内容と調査結果の詳細は、市ホームページで公表していますので、ぜひご覧ください。